

ASAHI NEWS

令和7年12月10日
第189号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■■■ 12月の主な予定 ■■■

税務・会計

1. 給与所得の年末調整:本年最後の給与支払時まで
2. 固定資産税の納付期限(第3期):12月中の市町村の条例で定める日

経営・経済

- 12月05日：景気動向指数速報(内閣府)
- 12月11日：法人企業景気予測調査発表(財務省・内閣府)
- 12月15日：日銀短観発表(日銀)
- 12月18日：日銀金融政策決定会合(日銀、19日まで)
- 12月19日：全国消費者物価指数発表(総務省)
- 12月25日：貿易統計発表(財務省)
- 12月26日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)
- 12月30日：大納会(東証)



「保険金を受け取ったときや解約をしたときの課税関係」

死亡保険金や生命保険契約の満期解約による保険金を受け取った場合、保険料の負担者、受取人が誰であるかにより課される税金の種類が異なります。今月号では、どのような場合にどういった税金が課されるかを解説します。

死亡保険金を受け取ったとき



	被保険者	保険料の負担者	保険金受取人	税金の種類
①	Aさん	Bさん	Bさん	所得税(一時所得か雑所得)
②	Aさん	Bさん	Cさん	贈与税
③	Aさん	Aさん	Bさん	相続税

- ① 保険料の負担者と保険金受取人が同じで被保険者のみが異なる場合
 保険金受取人に対して**所得税**が課されます。保険金の受け取り方法により、所得の種類が**一時所得(一時金)もしくは雑所得(年金形式)**となるか異なります。
- ② 被保険者、保険料の負担者、保険金受取人が全て異なる場合
 保険金受取人に対して**贈与税**が課されます。なお、死亡保険金を年金として受け取る事を選択した場合には、年金を受け取る権利を贈与したとして初年度は贈与税が課されます。2年目以降は年金を受け取る際に所得税が課されます。
- ③ 被保険者と保険料の負担者が同じで保険金受取人のみが異なる場合
 保険金受取人に対して**相続税**が課されます。なお、死亡保険金を年金として受け取る事を選択した場合には、年金を受け取る権利を相続したとして初年度は相続税が課されます。2年目以降は年金を受け取る際に所得税が課されます。

満期保険金や解約返戻金を受け取ったとき

	保険料の負担者	保険金受取人	税金の種類
①	Aさん	Aさん	所得税(一時所得か雑所得)
②	Aさん	Bさん	贈与税

- ① 保険料の負担者と保険金受取人が同じ場合
 保険金受取人に対して**所得税**が課されます。保険金の受け取り方法により、所得の種類が一時所得(一時金)もしくは雑所得(年金形式)
- ② 保険料の負担者、保険金受取人が異なる場合
 保険金受取人に対して**贈与税**が課されます。なお、死亡保険金を年金として受け取る事を選択した場合には、年金を受け取る権利を贈与したとして初年度は贈与税が課されます。2年目以降は年金を受け取る際に所得税が課されます。

一時所得と雑所得

上記の表のうち①の所得税に該当することとなった場合、所得の種類は一時所得と雑所得のいずれかとして課税されます。二つのうち、どちらに該当するかについては、保険金の受け取り方法により異なります。一時金として一括で受け取る場合には一時所得、年金として受け取る場合には雑所得となります。



所得の種類	計算方法
一時所得	$[受け取った保険金総額] - [払込保険料、掛金の額] - [特別控除額(50万円)] = [一時所得の金額]$ [一時所得の金額]に2分の1を乗じた額が課税の対象となります。 ※特別控除額50万円については、複数の一時所得があった場合、他の一時所得も含め最大50万円となります。
雑所得	$[その年中に受け取った年金額] - [その金額に対応する払込保険料、掛金の額] = [雑所得]$ ※原則として、毎年年金の受け取り時に源泉徴収されます。

贈与税、相続税の対象となる保険金を年金として受け取った場合については、初年度は非課税、2年目以降は所得税のうち雑所得として課税の対象になります。

年金の収入金額が非課税部分と課税部分に振り分けられ、課税部分に対して所得税が課される事となります。翌年以降、課税部分が階段状に増加していく方法により計算されます。

中小M&Aガイドラインとは？

昨今、M&Aは中小企業でも身近なものとなりました。一方でM&Aに関するトラブルが多いことも事実です。

2020年3月に、後継者不在の中小企業のM&Aを通じた第三者への事業の引継ぎを促進するため「**事業引継ぎガイドライン**」が改訂されました。2023年9月、2024年に改訂を重ね現在は**第3版**となります。



中小M&Aガイドライン(第3版)のポイント

★ 支援会社へ依頼する場合に気を付けていただきたいこと

① 仲介者・FA(フィナンシャル・アドバイザー)の手数料・提供業務に関する事項

仲介者とは譲り渡し側、譲り受け側の間に入り双方の利害を調整する、FAは譲り渡し側、譲り受け側のどちらか一方の支援をする、とそれぞれ役割が異なります。支援会社が、どのような立場でどのような支援を行うのか、対価の支払額等、契約前に確認、ご納得のうえでご契約ください。

② 広告・営業の禁止事項の明記

譲り渡しを検討していない企業、譲り渡しを検討しても社内で公表していない企業へ電話営業やダイレクトメールの送付などが経営者、従業員など関係者に不安を与える要因になっていました。第3版では度重なる営業行為を明確に禁止しています。

③ 利益相反に係る禁止事項の具体化

譲り渡し側と譲り受け側の交渉の過程で双方の利害が一致しない場合もあります。仲介支援の場合、どちらか一方に有利になるような振る舞いは禁じられています。

④ ネームクリア・テール条項に関する規律

譲り渡し側の意向を確認せずに、譲り渡し企業の情報を譲り受け候補企業に提供することは禁じられています。テール条項とは契約終了後も支援会社による報酬の請求が可能な条項です。テール条項自体は一般的に支援会社との契約に明記されていることが多いですが、期間、対象の確認が必要です。

★ 譲り受け側との対応で気を付けていただきたいこと

① 最終契約後の当事者間のリスク事項について

承継後に双方当事者間でトラブルとなるリスクがあります。最終契約に関しては予め弁護士に想定されるリスクについて相談することを強くお勧めします。

② 譲り渡し側の経営者保証の扱いについて

中小企業の場合は代表者が金融機関借入の個人保証をしているケースが多々あります。譲り渡しに当たって個人保証の引継ぎ対応策を双方で相談することが必要です。

③ 不適切な事業者(買い手)の排除について

譲り渡し企業の資産(現預金)を移す、経営者の保証の解除を行わない、資力がないにも関わらず譲り受けを行う等、不適切な事業者も一定数存在しています。最終的には譲り渡し側の判断ですが、少しでも心配な場合は支援会社、公的機関への相談をお勧めします。

詐欺被害を防ぐために現実的に取り得る方法

➤ 買い手企業の**決算書等**を基本合意前に確認する

➡ 出さない買い手、創業直後で出せない買い手とは取引を進めない

➤ M&Aにおける法務アドバイザーの**経験が豊富な商事弁護士**を起用する

➡ M&A取引経験が豊富な商事弁護士の場合、重要な論点を的確に捉えて安心

➤ クロージング後のトラブルを防ぐように**株式譲渡契約書の修正**や交渉を行う

➡ 弁護士と支援会社との協議により保守的なスタンスで交渉を進める

➡ 特に、株式関連と連帯保証関連は、安易に妥協せず交渉を進める

➤ コンプライアンス調査機関を活用して**買い手調査**を行う(買い手企業及び代表者や役員)

➡ 銀行融資を利用していない買い手の場合、銀行でのコンプライアンスチェックを受けていない可能性が高い



※朝日税理士法人、朝日ビジネスサービス株式会社とも、中小企業庁の「M&A支援機関」に登録されています。

中小M&Aガイドラインの詳細については、中小企業庁HPをご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/m_and_a_guideline.html